

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について</p> <p>本学施設部における建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する契約方法の基準等を前回開催時点の基準等と比較し説明を行った。</p> <p>・「工事希望型競争入札」は一社応札を防ぐのが目的だということですが、エレベーターの新設の場合も一社応札なのか？</p> <p>2. 今回対象となる建設工事及び設計・コンサルティング業務について</p> <p>平成27年度に契約した建設工事及び設計コンサルティング業務契約を入札方式・契約方式ごとに件数、契約金額、落札率等の説明を行った。</p> <p>3. 指名停止等の措置状況について</p> <p>平成27年度に措置した指名停止の案件について説明を行った。</p> <p>4. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について</p> | <p>・エレベーターの新設は建築の新築工事に含まれているため、落札した建設会社がエレベーターメーカーを選定します。「工事希望型競争入札」は既設のエレベーターの更新時に採用する入札方式です。一般的に既設のメーカー以外のメーカーはコスト面から参加しにくいと思われれます。大学が複数社のメーカーに声掛けすることで参加するメーカーもあるため本入札方式は競争性を保つためには有効だと考えています。</p> <p>(特に意見はなし)</p> <p>(特に意見はなし)</p> |

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>(抽出案件の審議)</p> <p>■建設工事</p> <p>1) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事</p> <p>● (吹田) 福利会館新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は建物の完成が遅れることによる学生や職員の福利厚生面に与える影響を考慮して再入札を行わなかったということですが、それを決定するのは施設部長ですか？ ・ 予定価格と入札価格に著しい乖離があったということですがそれはどうして発生したとお考えですか？ ・ 本件が安易に随意契約にしたという例にならないように、再入札をせず、入札に参加した全社と見積競争で契約を締結した過程の記録を残しておく必要があるのではないですか？ <p>2) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事を除く</p> <p>● (吹田) 生命機能B棟等防水改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さきほど説明のあった指名停止の案件ですか？ <p>● (吹田) 接合研実験研究棟改修電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この案件は辞退をしても指名停止にはなっていませんがどうしてですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再入札を行わないと判断するのは総長ですが理由や状況説明するのは施設部長です。 ・ 本学では文科省の公共建築工事積算基準の他、建設物価資料及びメーカーからの見積書等を基に予定価格を積算しておりますが、震災復興や東京オリンピック等の影響で人件費、資材費等が上昇していることが、本学で作成する予定価格との乖離につながったものと考えられます。 ・ 本件は不落になった後、本学の特定調達契約事務取扱要領に基づき随意契約審査委員会を設け審議の結果随意契約を締結しております。それらの書類には本件が随意契約になった経過が記載されております。 ・ 1位の入札者に対し低入札調査協力依頼を行っていましたが、入札価格の積算に過失があったことを理由に、平成27年10月2日、辞退の申し出があり、上記工事の入札手続に遅延を及ぼすことになったため指名停止とし、2位の業者と契約を締結しました。 ・ 本件は「施工体制確認型」という昨年度導入された入札方式で実施しております。この方式では予定価格の範囲内で低入札価格調査基準価格下回らない業者に総合評価における評価点以外に施工体制評価点が加算され、低入札価格調査基準価格を下回った業者及び特別重点調査に該当する業者には加算点を減点する又は与えない方式であるため、該当する業者はこの時点で辞退することが可能となりますが、この場合ペナルティーは与えないことになっております。 |

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>● (吹田) 接合研実験研究棟改修その他工事</p> | <p>(特に意見はなし)</p> |
| <p>3) 工事希望型競争入札方式</p> | |
| <p>● (豊中) 文法経講義棟エレベーター更新工事</p> | <p>(特に意見はなし)</p> |
| <p>4) 随意契約方式</p> | |
| <p>● (吹田) コンベンションセンター会議室稼動間仕切改修その他工事</p> | <p>(特に意見はなし)</p> |
| <p>■ 設計業務・コンサルティング業務</p> | |
| <p>1) 簡易公募型プロポーザル方式 (拡大)</p> | |
| <p>● (豊中) 基礎理学プロジェクト研究センター本館改築その他設計業務</p> | <p>(特に意見はなし)</p> |
| <p>2) 随意契約方式</p> | |
| <p>● (吹田) 世界適塾拠点施設新営その他設計業務</p> <p>・ 設計業務の落札率は極めて高いようですが予定価格はどのように作成しますか？</p> | <p>・ 設計業務の予定価格は文科省の「官庁施設の設計業務積算要領」に基づいて階数や延べ面積等で作成しています。この額と設計業者が提示する見積額との差があるため、予定価格の範囲内に達するまで複数回見積書を提出させていますので落札率は必然的に高くなります。</p> |
| <p>3) 随意契約方式 (予定価格省略)</p> | |
| <p>● 特殊建築物等定期報告コンサルティング業務</p> | <p>(特に意見はなし)</p> |
| <p>審議対象工事及び業務一覧表以外について</p> | |
| <p>● (吹田) 薬学周辺舗装改修工事</p> <p>・ 土木一式工事は他の案件では入札業者が多いのですが本件が少ないのはどういう事情があったのでしょうか？</p> | <p>・ 本件の契約日は12月中旬ですがこの時期は地方自治体や国交省の土木関連の入札時期と重なってしましまして、業者にとっては落札が決まるまで他に手が出せないということがあるようです。時期を見計らうと応募者が多くなり安く契約できるかもしれませんが、本来大学は夏休みや冬休みを使って工事をやりたいのですがそうすると他の公共工事等と重なり、このように応札者が減ってしまいます。</p> |

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>● (吹田) 総長室改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> • どのような改修工事でしたか? <p>● (吹田) 産連本部D棟空調設備改修工事(Ⅱ期)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本件は「不調」となっていますが、不調の場合、どのように契約相手を決定しているのですか? • 不調が多くなっていますが何が原因だとお考えですか? <p>● (吹田) 世界適塾拠点施設新営に伴う土壌汚染状況調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> • なぜ土壌汚染状況調査が必要なのでしょうか? • 調査の結果はどうでしたか? <p>5. 低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について</p> <p>低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について説明を行った。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 総長室の床の老朽化が著しかったので絨毯をフローリングに替え、壁・天井の張り替え等を実施しました。 • 本件は前年度に引き続いて実施された2期工事でした。前年度は競争参加資格がC等級でしたが、本件ではB等級となったため前年度の契約業者は競争参加資格が合わず、応札できませんでした。本件が不調となったので前年度に実績のあるこの業者に見積書の提出を依頼したところ見積書の提出があり、見積合わせの結果、契約に至りました。このように不調となった案件は、本学との契約実績のある業者に見積書の提出を依頼し、提出のあった業者と見積合わせを実施し、契約を締結しています。 • 技術者を現場に配置するという規定あります。大きい会社でも技術者がそんなにいるわけでないので工事時期が重なった場合、技術者を配置できないというのも原因の1つだと考えています。 • これは吹田市の規定によるもので、本学吹田キャンパスから土砂を一定量搬出する場合は事前に土壌汚染調査を実施するようになっています。もし、汚染が認められた土砂を搬出する場合は予定価格に反映させることになります。 • 汚染は確認されませんでした。 • 「(吹田) 接合研実験研究棟改修電気設備工事」について施工体制確認型の解説を加えて再度説明をおこない、平成28年度も同様に特別重点調査の試行を継続する旨の承認を得た。 |

| 質 問 | 回 答 |
|--|-----------------------------------|
| <p>6. その他</p> <p>再苦情処理については申立てが無かった旨を報告</p> <p>談合の疑義事実案件の無かった旨の報告</p> <p>(次回の開催について)</p> <p>平成28年4月から平成29年3月までの案件を審議対象とし、平成29年の5月～6月頃に開催することについて了承いただいた。</p> | <p>(特に意見はなし)</p> <p>(特に意見はなし)</p> |